

記入日 平成 年 月 日

ひのまる児童くらぶ宛

証明者 所在地  
事業所名  
代表者名  
電話番号

印

※就労証明書は勤務先の方が記入  
していただくようお願いいたします。  
必ず裏面を参照のうえご記入ください。

### 就 労 証 明 書

下記のとおり、就労状況を証明します。

記

氏 名						生年月日	年	月	日
住 所									
勤務形態	常勤・臨時・内職・派遣・その他( )								
勤務先名称									
所在地						電話	( )		
職種又は 業務内容	(就職日 年 月 日)								
勤務日数	週 日				休日	曜日・ 曜日			
	(4週で 日)								
勤務日の内訳 と勤務時間 ※勤務曜日に○を つけて下さい	月	火	水	木	金	土			
	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分	午前・午後 時 分 ～午前・午後 時 分		
土曜日勤務の 場合の状況	1 全ての土曜日出勤 2 指定土曜日出勤 第1 第2 第3 第4 第5 3 その他( )								
備考									
育児のための 勤務時間短縮等の場合	平日	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分							
	土曜日	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分							
	期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日							

※ 不規則勤務の場合は、過去3カ月の実績から曜日・時間を平均して記入してください。

※ 訂正する場合は、社印又は雇用主印の訂正印をお願いします。

※ この証明書について問い合わせをする場合があります。問い合わせのご連絡先をご記入ください。

証明書に関する問い合わせ先	ご担当		連絡先	
---------------	-----	--	-----	--

本人記入欄 \*裏面の「記入上のご注意」をお読みのうえ、ご記入ください。

上記に要する 通勤時間	片道	時間	分	通勤経路

\* 公共機関の利用時間は、区の基準(時刻表に準拠)により再計算させていただく場合があります。

## 就労証明書の記入上の注意（証明者の方へ）

### 1 証明者

「証明者」とは、就労している事業所等において、証明権限を有している方になります。  
内職の方は内職発注元になります。

### 2 勤務形態（該当するものを○で囲んでください。）

「常勤」とは、正規職員として、毎日一定の勤務時間中、常勤職務に従事している方

「臨時」とは、パートタイマー・アルバイト等の方

「内職」とは、自宅内等において内職発注元から仕事を請け負っている方

「派遣」とは、派遣会社等と契約し、勤務先に派遣されている方

### 3 勤務先 名称・所在地など

証明者の所在地と、被証明者が勤務する事業所(出張所、支社等)が異なる場合に記入してください。

### 4 職種 又は 業務内容

被証明者の仕事の内容を具体的に記入してください。

例 一般事務、経理事務、土木技師、設計技師、教諭、運送業務など  
就職日(就職予定日を含む)を記入してください。

### 5 勤務日数

一週間の平均勤務日数を記入してください。

なお、週の平均勤務日数が算出できない場合は、4週間の全勤務日数を記入してください。

### 6 勤務日の内訳と勤務時間

勤務している曜日に○をつけ、それぞれの日の勤務時間を記入してください。

育児時間・短時間勤務が認められている場合、実態に合わせて記入してください。

不規則勤務の場合には、過去3カ月の実績から、1週間又は1か月の平均の勤務日数を割り出し、その日数になるように、勤務の多い曜日・時間を記入してください。

### 7 備考

不規則勤務の場合は、シフト等を具体的に記入してください。

恒常的な残業がある場合も、この欄に記入してください。

育児休業取得者の場合は、休業期間と復職予定日等を記入してください。(その場合は、復職した場合の勤務日等、他の欄も記入してください。)

### 8 育児のための勤務時間短縮等の場合

曜日により勤務時間が不規則な場合には、6の「勤務日の内訳と勤務時間」にご記入ください。

## (本人記入欄)通勤時間、通勤経路 記入上の注意

通勤経路とは自宅と職場との間の通勤に要する時間であり、自宅と職場の直行経路による時間です。

保育園の送迎や買い物は含めることはできません。

①徒歩の場合は、直線1kmにつき20分(時速3km)とします。

②自転車の場合は、直線1kmにつき10分(時速6km)とします。

③自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分(時速15km)とします。

④公共交通機関(電車・バス)利用時間は、区の基準(時刻表に準拠)による時間計算により再計算させていただく場合があります。

※ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

**【ひのまる児童くらぶ 03(3391)1747】**